

## 江東区地下鉄8号線建設基金条例の一部を改正する条例

### 1 改正理由

地下鉄8号線沿線のまちづくり等を推進する財源を確保するため、江東区地下鉄8号線建設基金条例の一部改正を行う。

### 2 主な改正内容

本基金を財源に充てる経費として、新たに沿線のまちづくり等に要する経費を追加する。

### 3 施行日

この条例は、公布の日から施行する。

江東区地下鉄8号線建設基金条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>江東区地下鉄8号線建設基金条例 (設置)</p> <p>第1条 地下鉄8号線の建設に要する経費の財源に充てるため、江東区地下鉄8号線建設基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第7条 (略)</p>	<p>江東区地下鉄8号線建設<u>等</u>基金条例 (設置)</p> <p>第1条 地下鉄8号線の建設、<u>沿線のまちづくり等</u>に要する経費の財源に充てるため、江東区地下鉄8号線建設<u>等</u>基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第7条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>